

高知県公報

発行

高知県

高知市丸ノ内一丁目2番20号

発行日

毎週2回

(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○保安林の解除の予定（治山林道課）	1
○基本測量の実施の通知（2件）（用地対策課）	1
○公共測量の実施の通知（4件）（ ）	1
◎河川法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立（3件）（河 川 課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2

告 示

高知県告示第479号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高知市十津六丁目3529の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第480号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和7年6月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間
令和7年7月9日から令和8年2月28日まで
- 作業地域
宿毛市及び高岡郡四万十町

高知県告示第481号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨

の通知を令和7年6月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 作業期間
令和7年7月25日から令和8年2月28日まで
- 作業地域
室戸市、安芸市、香南市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村

高知県告示第482号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年6月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 作業期間
令和7年6月20日から同年12月15日まで
- 作業地域
室戸市羽根町甲地区

高知県告示第483号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年6月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和7年6月24日から同年9月30日まで
- 作業地域
香美市土佐山田町下ノ村地内

高知県告示第484号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年6月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

- 公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量、水準測量）
- 作業期間
令和7年7月1日から同年11月28日まで
- 作業地域
四万十市

高知県告示第485号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年6月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和7年6月18日から同年10月31日まで
- 作業地域
四万十市具同

高知県告示第486号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

- 河川の名称
一級河川仁淀川水系二支天神ヶ谷川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
吾川郡いの町枝川字ヨシカ中1253番21
- 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 名称 道路管理者 いの町長
(2) 住所 吾川郡いの町1700番地1
(3) 代表者の氏名 池田 牧子
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものの維持
(3) 専ら道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和7年6月9日から道路の存続する日まで

高知県告示第487号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

1 河川の名称

一級河川仁淀川水系二支天神ヶ谷川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

吾川郡いの町枝川字ヨシカ中1253番7から1253番21まで

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称 道路管理者 いの町長

(2) 住所 吾川郡いの町1700番地1

(3) 代表者の氏名 池田 牧子

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものの維持

(3) 専ら道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和7年6月16日から道路の存続する日まで

高知県告示第488号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

1 河川の名称

一級河川仁淀川水系二支天神ヶ谷川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

吾川郡いの町枝川字ヨシカ中1253番7から1253番12まで

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称 道路管理者 いの町長

(2) 住所 吾川郡いの町1700番地1

(3) 代表者の氏名 池田 牧子

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものの維持

(3) 専ら道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和7年6月16日から道路の存続する日まで

高知県告示第489号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和7年7月11日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香美市土佐 山田町百石 町一丁目	64番4	6.00	34.22	